

# 令和8年度 産業廃棄物処理委託料金表

種類及び名称		具体例及び備考	処理単価 (円/kg)
汚泥	有機性	下水道汚泥、食品汚泥、油混入汚泥等 ※油分5%未満のものに限る。	60
	無機性	杭打ち汚泥、セメントミルク汚泥、道路側溝清掃汚泥等	30
廃油	常温で固形状のもの	アスファルトルーフィング等	100
	廃油	エンジンオイル、潤滑油、作動油等 ※引火点70℃以上のものに限る。	75
	引火性廃油	引火点70℃未満の廃油。 灯油・軽油・廃塗料・合成樹脂塗料用シンナー等。※一部受入不可の場合もございます。	別途協議
廃酸、廃アルカリ		現像液、定着液、不凍液等。 ※PH 2超～PH 12.5未満のものに限る。	75
廃プラスチック類	有機物付着	動植物性残さ等が付着したもの ※一般廃棄物が付着していないものに限る。	70
	塩素系プラスチック	塩ビ管・農業用ビニール等 ※搬入時の大きさ制限はありません。	75
	発泡スチロール	※一般廃棄物が付着していないものに限る。	200
	上記以外のもの	ビニール、廃フレコン、FRP、建築紙、コルゲート管、スタイロホーム、コーキング、廃プラ主体の複合物、廃タイヤ(ホイール無し)等 ※大型廃棄物(大型車タイヤ等)については別途協議。	55
紙くず		建設業、パルプ製造業等から排出されるもの(業種限定有り) ※事務所から発生する事務書類は除く。	55
木くず	伐木	建設工事から発生するもの以外は別途協議	20
	抜根	建設工事から発生するもの以外は別途協議	30
	製材(混入物等なし)	測量材、新材、解体材等(業種限定有り) ※廃パレットについては、業種限定が有りません。	15
	製材(混入物等あり)	他の廃棄物が混入しており、前処理が必要なもの ※木くず以外の廃棄物の混入割合が概ね5%以下に限る。	30
	焼却処理するもの	防腐剤付のもの、腐敗材、枕木、木杭(新材を除く)、はしご胴木等	70
繊維くず		建設工事から発生した天然繊維のたたみ等(業種限定有り)	55
動植物性残さ		食料品製造業・医薬品製造業等から排出されるものに限る。(業種限定有り)	75
動物系固形不要物		と畜場、食鳥処理場から排出されるものに限る。	300
金属くず		鉄くず、非鉄金属等	6
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず、陶磁器くず、吸音板、スレート、その他窯業系サイディング等 ※石綿含有産業廃棄物を除く。	55
鉱さい		鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす等 ※廃棄物の性状・性質に応じて、分析表の提出をお願いすることがございます。	60
グラスウール、ロックウール		※フレコン等の袋に入れて搬入してください。	130
がれき類		コンクリートがら(有筋・無筋)アスファルトがら、レンガくず、コンクリートブロック、素焼土管等。	55
動物のふん尿		畜産農業に係るものに限る。	300
動物の死体		畜産農業に係るものに限る。	300
混合廃棄物	電子機械類	家電リサイクル品を除く電子機械類 ※本体にバッテリーを含むものを除く。	180
	油付着の廃棄物	廃ウエス、オイルマット、エレメント、オイル缶、その他油付着物	90
	埋立処分するもの	がれき類、ガラス類、陶磁器類、金属くず、廃プラ、等の混合物 廃サンドブラスト(廃プラ、鉱さい、金属の混合物)	55
	上記以外のもの	建設混合廃棄物、塗料缶、廃タイヤ(ホイール付き)、事務机等 ※その他大型混合廃棄物(ゴムキャタ等を含む)については別途協議。	70
燃え殻、ばいじん		DXN含有3ng/g以下 ※分析機関による分析表の提出が可能なものに限る。	別途協議
廃石膏ボード		※石綿含有産業廃棄物を除く。	別途協議
石綿含有産業廃棄物		※石綿含有の可能性のある主な廃棄物:石膏ボード・スレート・Pタイル	別途協議
処分するために処理したもの(13号)		分析機関による分析表の提出が可能なものに限る。	別途協議

■処理方法は、廃棄物の性状・性質等により異なります。埋立処分の場合は、北海道循環資源利用促進税が1,000円/t掛かります。

■リサイクル製品(木材チップ・コンクリート砕石)の販売については別途ご相談ください。

■収集運搬車両(特殊車両を含む)及びごみカゴも揃えておりますので、お気軽にご相談ください。



## 空知興産(株) 雨竜産業廃棄物処理施設

住所: 雨竜郡雨竜町字恵別1207番地299 電話: 0125-78-3222 FAX: 0125-78-3888